

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口構造は、令和 7（2025）年での人口約 40,500 人が 2040 年には、約 33,000 人まで減少することが見込まれており、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるというリスクが高まっています。

産業構造は、令和 3 年の事業所数が 2,031 事業所となっており、産業別構成比をみると、第 3 次産業が 7 割を超えています。産業大分類別にみると、「卸売業、小売業」が 25.8%と最も高く、次いで「建設業」、「製造業」等となっています。（図表 1、図表 2）

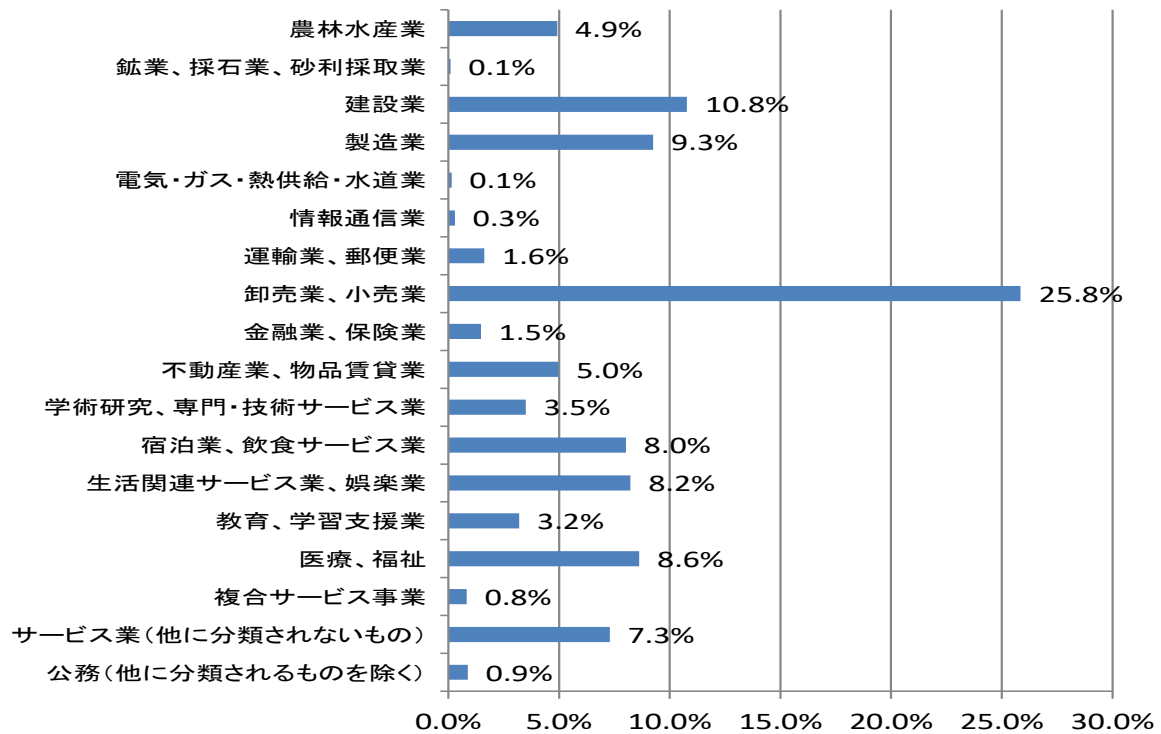
従業者数は、20,318 人となっており、産業別構成比をみると第 3 次産業が 6 割を超えています。産業大分類別にみると、「製造業」が 4,893 人（24.1%）と最も多く、次いで「卸売業、小売業」（18.9%）、「医療、福祉」（16.9%）等となっています。（図表 3）

図表 1 産業別事業所数、従業者数

産業大分類		事業所数		従業者数	
		実数(社)	構成比	実数(人)	構成比
第 1 次産業		100	4.9%	1,537	7.6%
	農林水産業	100	4.9%	1,537	7.6%
第 2 次産業		409	20.1%	6,013	29.6%
	鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.1%	20	0.1%
	建設業	219	10.8%	1,100	5.4%
	製造業	188	9.3%	4,893	24.1%
第 3 次産業		1,522	74.9%	12,768	62.8%
	電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.1%	27	0.1%
	情報通信業	6	0.3%	145	0.7%
	運輸業、郵便業	33	1.6%	466	2.3%
	卸売業、小売業	525	25.8%	3,832	18.9%
	金融業、保険業	30	1.5%	312	1.5%
	不動産業、物品賃貸業	101	5.0%	267	1.3%
	学術研究、専門・技術サービス業	71	3.5%	305	1.5%
	宿泊業、飲食サービス業	163	8.0%	720	3.5%
	生活関連サービス業、娯楽業	167	8.2%	750	3.7%
	教育、学習支援業	65	3.2%	749	3.7%
	医療、福祉	175	8.6%	3,438	16.9%
	複合サービス事業	17	0.8%	287	1.4%
	サービス業（他に分類されないもの）	148	7.3%	819	4.0%
	公務（他に分類されるものを除く）	18	0.9%	651	3.2%
合計		2,031	100.0%	20,318	100.0%

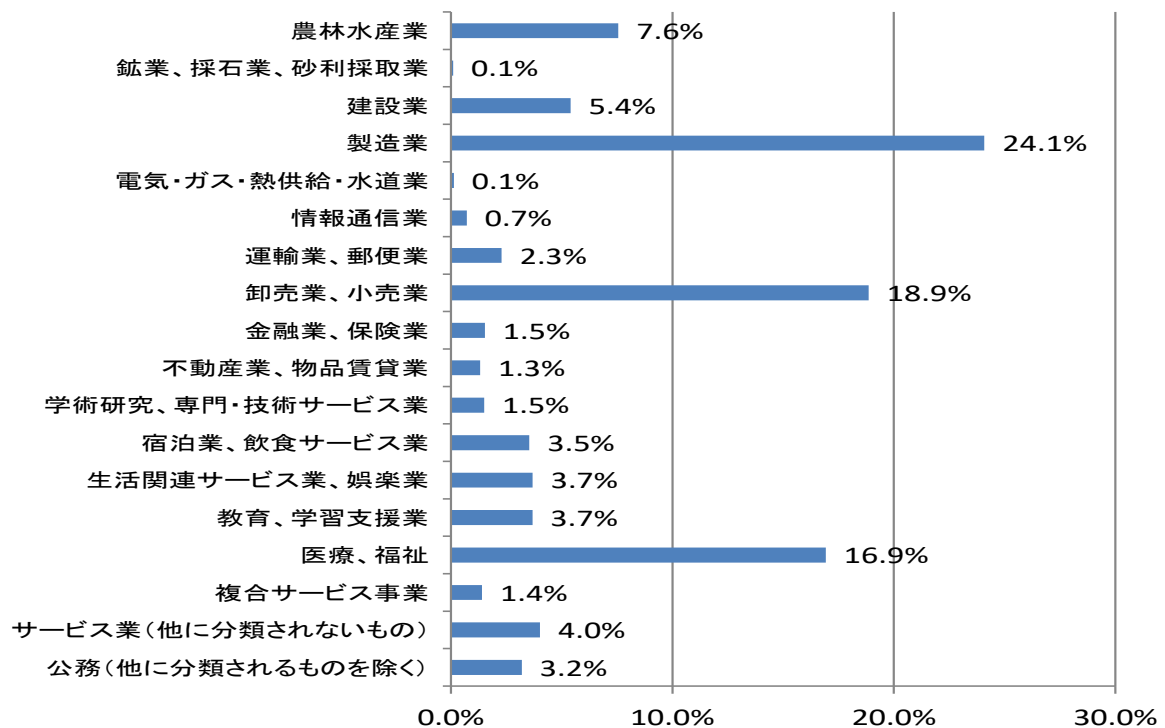
（資料）総務省統計局「R 3 経済センサス活動調査」

図表2 事業所数の構成比



(資料)総務省統計局「R3経済センサス活動調査」

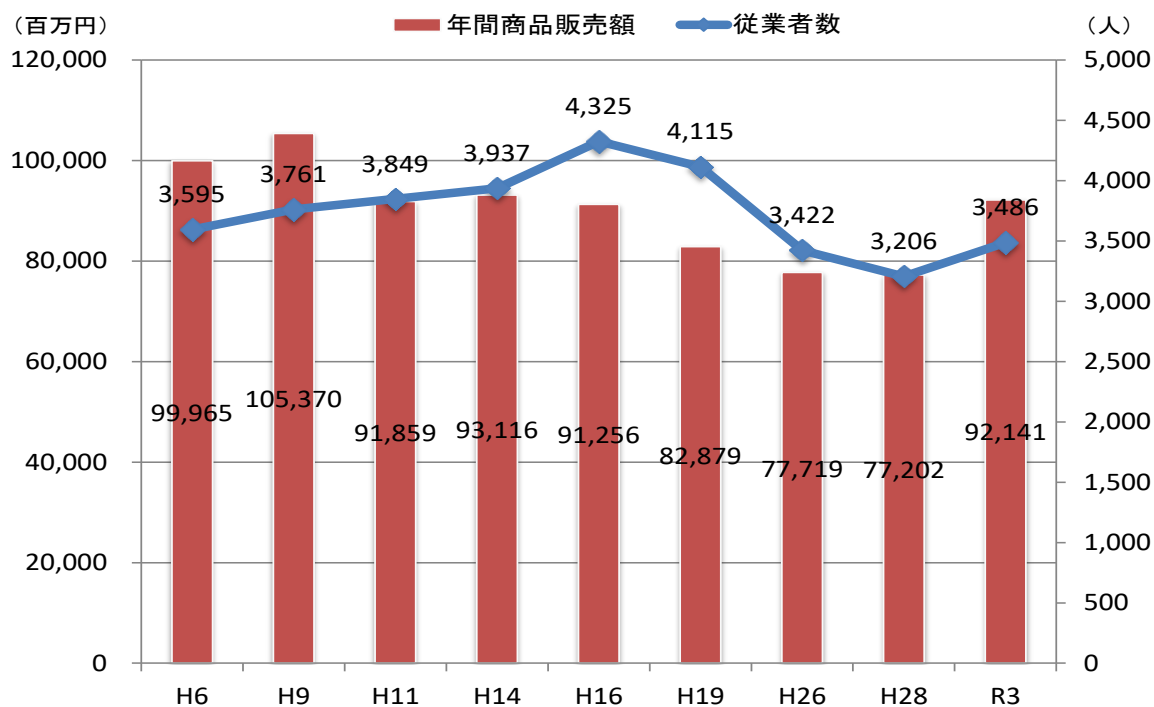
図表3 従業者数の構成比



(資料)総務省統計局「R3経済センサス活動調査」

事業所数が最も多い「卸売業、小売業」について、年間商品販売額と従業者数の推移をみると、平成16年から減少傾向でしたが、令和3年は増加に転じました。（図表4）

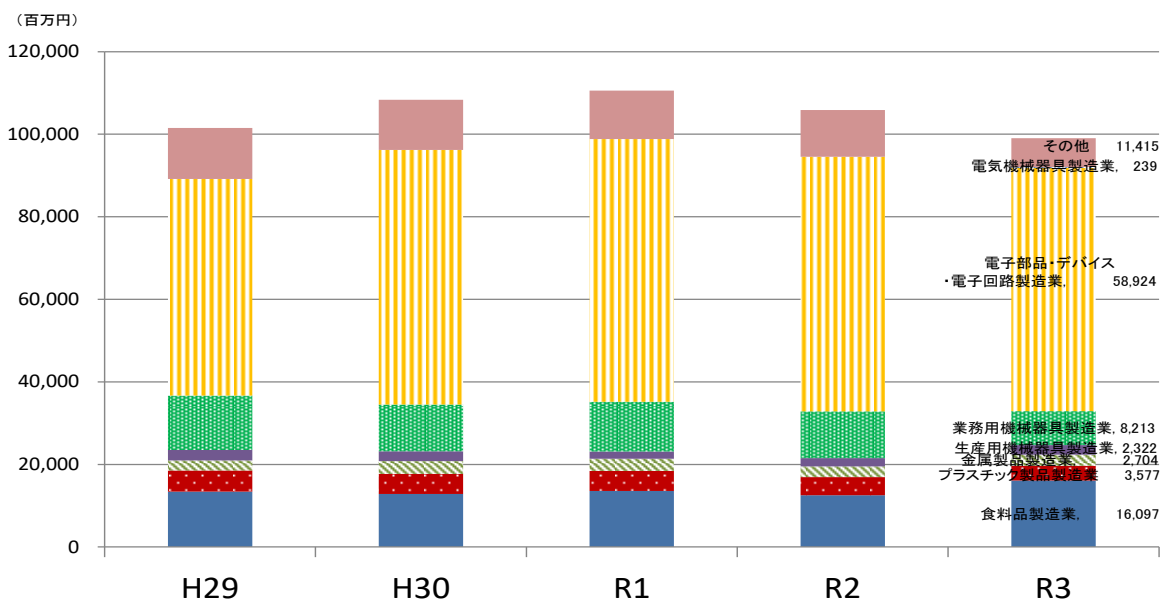
図表4 卸売業、小売業の年間販売額及び従業者数の推移



（資料）H6～H26までは経済産業省「商業統計」、H28、R3は「経済センサス活動調査」

また、「製造業」については、業種別の製造品出荷額等の推移をみると、食料品、電子部品、業務用機械器具等の業種に強みを持った構造となっております。（図表5）

図表5 業種別製造品出荷額等の推移



（資料）R2までは経済産業省「工業統計調査」、R3から経済センサス活動調査

（２）目標

地域経済の縮小や人口減少を踏まえ、今後、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、また、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を進め、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内中小企業者の生産性向上を図ります。そのための目標認定件数を 20 件とします。

なお、認定件数の目標値は、本計画期間の終期までの件数とします。

（３）労働生産性に関する目標

本市では、市内産業の多くを占める中小企業者において生産性の高い設備への更新を促すことで、労働生産性の向上を図ることとし、先端設備等導入計画を認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3 % 以上向上することを目標とします。

２ 先端設備等の種類

本市には多様な産業の事業所が存在することから、本計画において対象となる先端設備等は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等の全てとします。

３ 先端設備等の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

市内全域の中小事業者の振興を図る必要があることから、本計画の対象地域は、本市の全域を対象とします。

（２）対象業種・事業

本市の事業所数の構成比をみると、多様な産業の事業所が存在することから、本計画の対象業種・事業は、全ての業種・事業とします。

４ 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国が同意した日から 2 年間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）とします。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3 年間、4 年間又は 5 年間とします。

５ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

（１）人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象から除くことにより、雇用の安定に配慮します。

- (2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められる者を先端設備等導入計画の認定の対象から除くことにより、健全な地域経済の発展に配慮します。
- (3) 市税を滞納している者を先端設備等導入計画の認定の対象から除くことにより、市税負担の公平性を確保します。先端設備等導入計画の認定を申請する者は、現に市税の滞納がないことを証するため、証明書原本1通を提出するものとします。